

秘書サービス接遇教育学会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、秘書サービス接遇教育学会（以下「本会」）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、次の振興を目的とする。

1. 秘書実務・サービス接遇実務に関する教育方法の研究および発表
2. 秘書実務教育・サービス接遇実務教育に関する研究および発表
3. 秘書実務教育・サービス接遇実務教育に関する成果の発表および交流
4. 秘書実務教育・サービス接遇実務教育の発展に寄与する諸論の発表

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 年次研究大会および各種委員会の開催
2. 研究集録およびその他刊行物の発行
3. その他、目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 4 条 本会の会員は、正会員（個人）および賛助会員とする。

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員は、次の各号に定める要件を備えた者とする。

1. 正会員
 - ①教育機関または研究機関などにおいて、秘書教育・サービス接遇教育に関係する個人。
 - ②本会の趣旨に賛同した者で、本会の理事会において承認された者。
2. 賛助会員
 - ①本会の趣旨に賛同した、個人および団体。

(退 会)

第 6 条 本会を退会しようとする会員は、退会の理由を付した退会届を、本会の会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 7 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は総会の決議を経て、これを除名することができる。

1. 会費を1年以上滞納し、催促しても納入しないとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき

(会員の権利)

第 8 条 会員が、会員総数の3分の1以上の連名をもって、指摘する事項について監査を請求したとき、もしくは議案を示して総会の開催を請求したときは、これに応じなければならない。

(会費等)

第 9 条 会員は、年会費を納入しなければならない。

- ②年会費は毎年度納入するものとし、個人会員 9,000 円とする。
- ③既納の年会費は、過誤納による場合のほか、これを返還しない。
- ④賛助会費は一口 50,000 円（年間）とする。

第 3 章 役員

(役員)

第 10 条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 理 事 7 名以内 (会長を含む)
3. 監 事 1 名

(役員を選出)

第 11 条 会長は、理事会において理事の中より選出する。

- ② 理事および監事は、総会において会員の中より選出する。
- ③ 理事を選出しがたいときは、会長名においてこれを指名することができる。
- ④ 会長の指名に係る理事は、総会の承認を得なければならない。

(役員職務)

第 12 条 会長は、本会を代表し本会の業務を総理する。

- ② 会長の職務に支障あるとき、理事会が代行者を指名し、会長の職務を代行する。
- ③ 理事は、本会の業務を分担執行するほか、理事会の構成員となる。
- ④ 監事は、本会の業務および会計を監査する。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- ② 補欠により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。
- ③ 役員は任期満了といえども、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問)

第 14 条 会長は、理事会の承認を得て、本会に顧問をおくことができる。ただし任期を 2 年とする。

- ② 顧問は、会長の求めに応じて本会の会議等に出席し、意見を述べることができる。

第 4 章 会議

(総会)

第 15 条 総会は、本会の正会員をもって構成する。

- ② 総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は会長が招集する。

- ② 総会を招集するときは、全会員に対し、開催日の 10 日前までに会議の日時、場所、議案を明示した文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし会長が総会の承認を得て、出席会員の中から選出することができる。

(総会の審議事項)

第 18 条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

1. 会則の改正
2. 事業報告および決算の承認
3. 事業計画および予算の決定
4. その他本会の運営に関する重要な事項

(定足数)

第 19 条 総会は、正会員の 1 / 3 の出席がなければ開催することはできない。

- ② 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第 20 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知のあった議案について書面をもって表決することができる。この際、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事は、議事録を作成し、議長および議長の指名する役員 1 名が署名押印したうえ、これを保存しなければならない。

(理事会)

第 22 条 理事会は、会長及び理事をもって構成する。

②理事会は、必要に応じ随時開催する。

(理事会の審議事項)

第 23 条 理事会は、この会則に定めるもののほか次の事項を審議決定する。

1. 総会に付議する議案の策定
2. 総会において委任された事項
3. その他、本会の運営に関する重要な事項

(規定の準用)

第 24 条 理事会の招集、議長、定足数、書面表決、議事録に関する事項は総会のそれぞれについて定めた規定を準用する。

第 5 章 委員会・事務局

(委員会)

第 25 条 本会の事業を円滑に運営するために、本会に委員会を設置することができる。

②委員会は、会長が理事会の議決を得てこれを設置または廃止することができる。

③委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第 26 条 本会の事務を処理させるため、本会に事務局をおく。

②事務局長は、会長がこれを指名する。

第 6 章 会計・その他

(事業年度)

第 27 条 本会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日をもって終了する。

(会計事務)

第 28 条 本会の会計事務は、事務局長が処理する。

(決算)

第 29 条 本会の収支決算案は、監事の監査を経たうえ当該年度の定時総会に報告し、その承認を受けなければならない。

(委任)

第 30 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

付 則

1. 本会の事務局を、財団法人実務技能検定協会内に置く。
2. この会則は、平成 7 年 8 月 24 日から施行する。
3. 秘書教育全国協議会から移行した団体会員の賛助会費は一口 20,000 円 (年間) とする。
4. この会則は、平成 11 年 8 月 23 日改正し施行する。
5. この会則は、日本秘書教育学会、サービス接遇教育学会の合併により、平成 19 年 8 月 23 日改正し新たに施行する。(秘書サービス接遇教育学会)
6. この会則は、令和 4 年 8 月 24 日 第 9 条②を改正し施行する。